

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 3 年 7 月 2 9 日提出

案件担当 部 課 等	経済部農産課
案件名称	字の区域の変更の基本方針について
部門経営 部 会 議 審 議 し た 日	—
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<p>審議依頼事項</p> <p>下記事項を字の区域の変更の基本方針として決定することについて</p> <p>1 字の区域の変更目的</p> <p>三浦市南下浦町菊名樹園地土地改良事業共同施行における換地計画を同事業において定めるにあたり、同事業からの要請に基づき、当該換地に応じた字の区域の変更を行う。</p> <p>2 字の区域の変更要旨</p> <p>別添の調書および図面のとおり「南下浦町菊名字田保谷戸一字仲里、大楠狩」間、「南下浦町菊名字大楠狩一字田保谷戸」間の字区域の変更を行う。</p>	
<p>現状と課題</p> <p>土地改良法第 53 条第 6 項において、「換地は一筆の土地の区域が二以上の市町村、大字又は字にわたるように定めてはならない。」こととされているため、本件の換地計画を進めるにあたり、字の区域の変更を行う必要がある。</p>	
<p>案件担当部課等の見解</p> <p>字の区域を変更するためには、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要があり、本換地計画を進めるため、令和 3 年第 3 回三浦市議会定例会に議案を提出すべきと考える。</p>	
<p>総合計画及び予算との関係</p> <p>特になし</p>	
<p>備考</p> <p>説明員 下里農産課長</p>	